核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(1)

［略］		
［注１～16　略］		
17　［略］		
［略］		［略］
アラブ首長国連邦	E	
イ　ン　ド	N	
［略］		［略］
［注18～33　略］		
［備考１～４　略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［同上］		
［注１～16　同上］		
17　［同上］		
［同上］		［同上］
アラブ首長国連邦	E	
［同上］		［同上］
［注18～33　同上］		
［備考１～４　同上］		

告示

○農林水産省告示第千二百四十九号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十四条の二第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十六年六月三十日農林水産省告示第八百六十号（衛星船位測定送信機による位置の報告義務について海域及び報告の方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年八月一日から施行する。

平成二十九年七月二十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後				改正前			
指定漁業		海域	報告の方法	指定漁業		海域	報告の方法
（略）		（略）	（略）	（略）		（略）	（略）
三　遠洋かつお・まぐろ漁業	1　（略）	（略）	（略）	三　遠洋かつお・まぐろ漁業	1　（略）	（略）	（略）
	2　釣りによるもの	イ　（略）	（略）		2　釣りによるもの	イ　（略）	（略）
		ロ　（略）	四時間ごとに記録した船舶の位置を一日に一回以上送信すること。			ロ　（略）	四時間ごとに記録した船舶の位置を一日に一回以上送信すること。
		ハ　大西洋条約海域				ハ　太平洋条約海域	
		ニ　（略）	（略）			ニ　（略）	（略）